

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国家戦略特区における所得控除制度の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>< 現行制度の概要 ></p> <p>国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <p>・ 対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業及び対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。</p> <p>・ 対象分野：医療、国際、農業、一定のIoT等</p> <p>・ 主な法人指定要件</p> <p>指定期限：令和2年3月31日</p> <p>設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>< 要望内容 ></p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和2年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>	
関係条文	<p>（ 国家戦略特別区域法第27条の3</p> <p>・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第61条、第68条の63の2</p> <p>・ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第37条、第39条の90の2</p> <p>・ 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第21条の18、第22条の61</p> <p>・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>	
減収見込額	<p>[初年度] （ 7.22 ） [平年度] （ 7.22 ）</p> <p>[改正増減収額] （ 単位：百万円 ）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長措置を講ずる必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	3 2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 4 地方創生の推進 施策 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。 その際、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。（未来投資戦略2017） 上記の方針・取組を踏まえ、国家戦略特区においては、「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点」を整備し、我が国経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを目標とする。
	政策目標の達成状況	これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め95以上となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計315もの事業が、それぞれ135回、40回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。 国家戦略特区の税制においては、令和元年8月時点まで11法人で58,333百万円の設備投資額を予定している。総合経済波及効果は延べ144,831百万、雇用誘発効果は8,792人を実現しており、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に貢献している。 本税制措置においても、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社（福岡市）で適用され、平成29年度に5.17百万、平成30年度に17.59百万の法人税所得を減収している。
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用見込事業者数） 令和2年度：4法人 令和3年度：3法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制については、令和2年度に4法人において、44.47百万の減収額、令和3年度に38.27百万の減収額を想定しており、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国家戦略特区 特別償却又は法人税額の特別控除制度 認定区域計画に定められた特定事業の実施主体が、特区において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除。 研究開発税制の特例 上記の特別償却の適用を受ける特定中核事業（医療分野における一定の研究開発に関する事業）の用に供された開発研究用資産について、特別償却（45%）に加え、その減価償却費の20%を税額控除。
		ページ 3 - 3

	<p>固定資産税の課税標準の特例 認定区域計画に定められた特定中核事業の実施主体が、特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を3年間2分の1とする。</p> <p>エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。</p> <p>土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対し、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和元年度予算額 74 百万円) (令和2 年度要求額 66 百万円)</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業に対して税制支援するもの。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならないとされている。</p> <p>そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における所得控除制度の拡充及び延長措置を講ずることは措置としての妥当性がある。</p>
<p>ページ</p>	<p>3 4</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 認定計画に定められた事業数：1 事業 適用法人数：1 法人 減収額（見込み）：5.17 百万</p> <p>平成 30 年度 認定計画に定められた事業数：1 事業 適用法人数：1 法人 減収額（見込み）：17.59 百万</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。</p> <p>政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、租税特別措置を講ずることが法で担保されていることから、手段としての有効性が立証されている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現在、本税制措置に係る具体的案件の適用に向けて各種調整を進めているところであり、現在、特区自治体から活用案件の掘り出しを行っているところ。</p> <p>政策目標の達成のためには、本税制措置を延長し、起業や新規事業の創出等のスタートアップに対する支援により特区内実効税率の引き下げを図り、更なる投資を促す必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度...新設 ○平成 30 年度...適用期限の延長</p>